

# 払沢の滝ふるさと夏まつり 出店選考基準

## 1 目的

この「出店選考基準」は、当実行委員会が運営する払沢の滝ふるさと夏まつりの物販・飲食ブースなどへの出店応募、選考に関する基本事項を定め、イベント参加者の秩序・信頼関係の維持と、お客様の満足度向上、集客の拡大を図る事を目的とする。

## 2 出店募集

原則として、檜原村の広報掲載後に檜原村観光協会及び檜原村ホームページや会報誌を活用して公募する。

## 3 選考基準

衛生面では保健所指導に適合する事を前提とし、以下基準により選考する。

- (1) 檜原村在住、在勤の方で2日間続けて出店できる団体又は個人とする。
- (2) 檜原村外の団体又は個人でも実行委員会の承認により出店可能とする。
- (3) 定数を超えて応募があった場合は、檜原村在住、在勤の方を優先する。  
　　檜原村在住、在勤の応募が定数を超えた場合は、過去の出店歴を考慮する。  
　　その他、同一条件の場合には主催者側で抽選とする。
- (4) 出店者は、出店説明会後に指定の下記出店料を支払う。

販売区分	2日間合計
物販の取扱い団体・個人	10,000円
飲食の取扱い団体・個人	15,000円

※飲食の取扱いとは、電気・ガス・炭などで加熱処理、又はその場で加工、飲食出来る商品を指します。

- (5) 訹謗中傷や秩序を乱す出店内容については、選考基準より除外とする。
- (6) 反社会的グループについては、選考基準より除外とする。

## 4 その他

- ・出店位置・区画については主催者側で決定し、出店者に通知する。
- ・火気利用者は、消火器（消防法基準内）を出店者が責任を持って準備する。
- ・原則、出店確定後の出店辞退は認めませんが、やむを得ず辞退される場合には出店説明会までの申告に限り全額を返金する。（その他は、出店者側の負担とする）
- ・出店行為に関して発生した事故・苦情に関しては、出店者が責任を持って対応する。